

下野市立吉田西小学校「いじめ防止基本方針」

平成27年8月31日策定

本方針は、人権尊重の理念に基づき、「いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日法律第71号）」に則り、吉田西小学校の全ての児童が、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定するものである。

1 いじめに対する基本的な認識

(1) いじめの定義

本校では、いじめを下記のように定義する。

- ・ 当該児童と一定の人間関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。（同法第2条）

(2) いじめに対する基本認識

本校では、いじめに対して、下記のような基本的な認識に立つ。

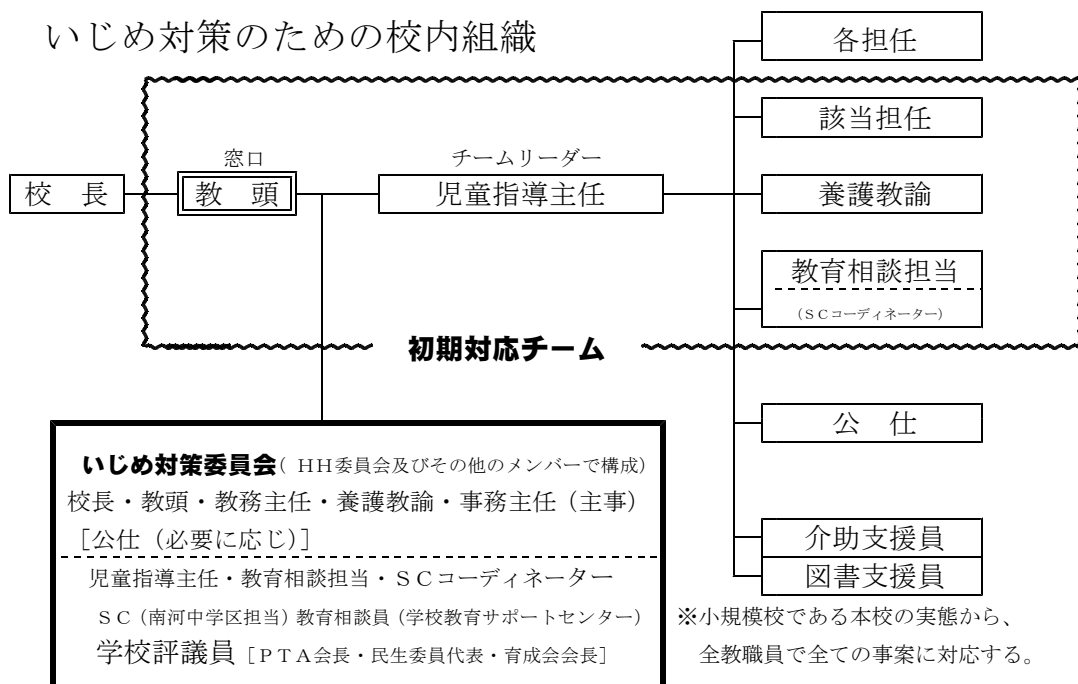
- ・ いじめは、人間として許されない卑怯な行為である。
- ・ いじめは、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害（人権侵害）し、その心身健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。
- ・ いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものである。また、どの児童もいじめに関わり、いじめる側いじめられる側になり得ることが考えられる。
- ・ いじめ防止は、学校だけで完結するものではなく、学校、家庭、地域、関係諸機関が連携し、一体となって取り組むことによって、その根絶が可能になる。

2 いじめ防止に向けての基本的な姿勢

本校では、いじめ防止に向けて、下記のような基本的な姿勢で取り組む。

- ・ いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの兆候を見逃さず、いじめに迅速かつ組織的に対応する。

3 いじめ対策のための校内組織



4 いじめの未然防止、早期発見、早期対応に関する取組

(1) いじめの未然防止

① 主に教師側の取組

- ・全校体制で、組織的・機能的に学級経営を支える。(学校運営)
- ・多様な異学年交流を通して、望ましい仲間意識やリーダーシップを育む指導に努める。(学校経営)
- ・アセスメント(Q-Uテスト等)を基に、ルール(共有された行動様式)とリレーション(親和的な人間関係)の確立した学級集団の育成を図る。(学級経営)
- ・「わたしたちの道徳」等を活用し、心の教育の充実を図る。(道徳)
- ・価値の多様性(いろいろな考え方がある)について指導する。(道徳・特活等)
- ・体験活動等を通して、奉仕の心、自己有用感を高められるよう努める。(特活・総合等)
- ・よい人間関係を築くため、アサーションスキル(相手に受け入れてもらいやすい伝え方)を指導する。(特活・道徳等)
- ・インターネットの危険性やマナーについて指導する。(総合・特活等)
- ・同一歩調による指導で、児童の自己指導能力を高められるよう努める。(児童指導等)

② 主に保護者側の取組

- ・我が子に関心をもち、我が子のストレスや寂しさに気付くようにする。
- ・我が子に、物を大切に扱う気持ちを育てる。
- ・我が子に、他人の心を傷つけることの重大さを伝える。
- ・インターネットを使う場合のルールづくりを行う。
- ・お手伝い等を通して、家族の一員としての自覚を育む。
- ・「ダメなもののはダメ」と、毅然として指導する。「叱ることのできる親」
- ・よい行いを賞賛する。「褒めることのできる親」

③ 主に地域の取組

- ・地域の行事等を通して、児童に地域集団の一員としての自覚と自信を育む。

(2) いじめの早期発見

① 主に教師側の取組

- ・年間3回、いじめに関するアンケート調査を実施する。(特活等)
- ・年2回、Q-Uテストを実施し、個と集団の状況理解を深める。(特活等)
- ・年間2回、担任による教育相談を実施する。(休み時間等)
- ・気になる言動や行動があった場合は、声を掛け、話を聴く。(休み時間等)
- ・学級児童等から、いじめ等に関する情報を収集する。(休み時間等)
- ・落書きや悪戯、物隠し等があったときは直ちに対応し、原因を明らかにする。(休み時間等)
- ・必要に応じて教育相談員やスクールカウンセラー(SC)による教育相談や行動観察を実施する。

② 主に保護者側の取組

- ・我が子との会話を多くする。
- ・服装の汚れや乱れに気を配る。
- ・持ち物の変化に気を付け、無くなったり増えたりした物はないか観察する。
- ・親に何でも相談できる雰囲気を普段からつくっておく。

③ 主に地域の取組

- ・児童を「地域の宝」として見守り、積極的に声を掛ける。

(3) いじめの早期対応・問題解決 **※別紙参照**

5 教育的指導の行使

学校教育法第十一条（懲戒の行使）の規定に基づき、いじめられた児童の保護を第一に、いじめた児童に対して、適切に懲戒を加える。その際は、教育的配慮に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。なお、いじめた児童を出席停止にする場合は、下野市教育委員会（以下、市教委）に指示を仰ぐ。

6 保護者との連携

（1）いじめられた児童の保護者への連絡

いじめを確認した場合、いじめの事実関係を伝え、いじめられた児童へ全力で支援する旨を伝える。また、事実確認により判明したいじめの事実に関する情報を適切に提供する。

（2）いじめた児童の保護者への連絡

いじめを確認した場合、いじめの事実関係を伝え、いじめた児童へ教育的な指導を行う旨を伝えるとともに、家庭での指導について助言する。

（3）保護者説明会

重大ないじめ事案が発生した場合、全保護者を対象に説明会を開催し、事実関係を伝えるとともに、学校の対応や取組についての理解を促し、協力を求める。

7 市教委や関係機関等の連携

（1）市教委との連携

重大事態が発生した場合、速やかに市教委へ連絡する。

※ 重大事態とは、いじめにより、児童の生命・心身・財産に重大な被害（その疑い）が生じた場合、または、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている状況（その疑い）が生じた場合をいう。

（2）関係諸機関との連携

いじめが犯罪行為として扱うべきものと認めるとき、躊躇することなく下野警察署へ通報する。

（3）地域との連携

吉田西小学校後援会を通して、児童へ積極的に声を掛けてもらうとともに、児童の様子を学校に連絡してもらう。

8 いじめ防止への取組の評価

学校教育診断評価（学校評価）において、本校のいじめ問題への取組等について、児童、保護者、教職員から評価を受けるとともに、その結果は、吉田西小学校評議員（以下、学校評議員）から評価を受ける。また、結果は市教委へ報告する。

※ 本校の学校評議員は、本校PTA、本地区民生児童委員、本地区子供会育成会の代表者で組織されている。